

中期目標等の位置づけ

〔根拠法令 地方独立行政法人法〕

- ・ 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを達成するよう指示（法第 25 条 1 項）
- ・ 知事は、あらかじめ島根県公立大学法人評価委員会及び法人の意見を聴くとともに、議会の議決を経て策定（法第 25 条 3 項）
- ・ 中期目標の期間は 6 年間（次期目標期間 H31.4.1 ～ H37.3.31）（法第 25 条 1 項、78 条）
- ・ 法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、知事は評価委員会の意見を聴いた上でこれを認可（法第 26 条 1 項、3 項）
- ・ 法人は、事業年度の業務運営に関する計画を定め、知事に届出（法第 27 条 1 項）